

平成29年労第415号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C事業場（以下「事業場」という。）において、配送補助業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成○年○月○日、事業場係長から翌日の仕事の段取りを説明するとの連絡を受け事業場へ出向いたところ、従来から一緒に仕事をしたくないと上司に伝えていた同僚が翌日の出勤予定者であったため、自身は出勤しない旨を事業場係長に伝えたところ、事業場係長が同僚を連れてきて、同僚が請求人の顔を見るなり、請求人の左膝を強く蹴った（以下「本件暴行」という。）という。請求人は、翌○日、D整骨院を受診し、「左膝部打撲、左下腿部挫傷、左大腿部挫傷、左足関節捻挫」と診断され、同年○月○日、整形外科Eクリニックを受診し「左膝打撲傷」（以下、これら傷病を「本件負傷」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件負傷は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

本件負傷が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件負傷は、業務上の事由によるものと認めるべきである旨主張している。

(2) ところで、他人の故意に基づく暴行による負傷については、厚生労働省労働基準局長が「他人の故意に基づく暴行による負傷の取扱いについて」（平成21年7月23日付け基発0723第12号。以下「通達」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、通達に基づき検討する。

(3) 加害者は、本件暴行に至った理由について、平成○年○月○日付け顛末書において、要旨、「以前、請求人と一緒に作業をしていた時の請求人の行動によって大変苦勞していたため、怒りが湧いており、対面した途端、我慢できずに請求人を蹴った。」と述べ、請求人も、同年○月○日作成の聴取書において、要旨、「加害者が言っているように、私が前の事業場を辞めたことが原因と思います。私が辞めたことで、あまり仕事に詳しくない他の人とペアになって大変になったという意味だと思う。」と述べている。

(4) 請求人と加害者は、事業場に勤務する以前にも別の事業場で同僚として一緒に作業することが多かったが、請求人は、要旨、「加害者とは、作業のやり方や考え方、仕事の姿勢に違いがあり、私はいつも我慢していたので、殴り合いのけんかや口論にはならなかった。」と述べるとともに、事業場で勤務を開始する際も、「加害者と同じ作業現場でないという条件を提示」して、業務を開始していることが認められる。

そうすると、本件暴行は、加害者が以前、別の事業場において勤務していた

ときに抱いていた私的怨恨が原因となって発生したものであるとみるのが相当であり、当審査会としては、請求人の本件負傷について業務上の負傷とは認められないと判断する。

- (5) なお、請求人は、自身の聴取書の内容について、加害者側に都合が良くなるように書かれている旨主張するが、請求人は同書面を閲覧し誤りのないことを認めて同書面に署名押印していることに照らし、同主張は認められない。また、請求人の主張及び一件記録について改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。